クレイトン・ユッツ法律事務所 ニュースレター

CLAYTON UTZ

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター(第77回)をお届けいたします。

本ニュースレターについて、<u>ニュースレターの内容に関するご質問</u>、<u>その他のご意見やご要望</u>などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2021年10月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック:

『取締役特定番号(Director Identification Number)』の運用開始

取締役特定番号(以下、「DIN」)とは、政府や規制当局による取締役の個人責任追及を容易にすることを主たる目的として、会社取締役の一人一人に割り当てられる個別の識別番号です。以前のニュースレターでも紹介しましたが、政府は、フェニックス行為(phoenixing activity)と呼ばれる、会社が負担している債務だけを残し、優良資産を関連会社に不適正な価格で譲渡する行為が数多く行われていることを問題視し、このような行為に関与した取締役の個人責任の効果的な追及や破産手続きの改善を求めていました。

DIN は、このような動きを背景として制度化されたものですが、2021 年 11 月より 企業の取締役は、一定期限内に DIN を申請して保有する必要があります。

本稿では、DIN の内容や DIN の申請期限などについて説明します。

原文(英文)へのリンクはこちら。

Japan Practice 紹介サイト



その他の注目のトピック

職場における調査の重要事項:手続の公正(労働法)

ニュースレター8月号では、職場調査で収集された情報を被申立人にどの程度開示すべきかについて取り上げましたが、今回は、職場に関連して生じた問題について申立てがなされた場合に被申立人に回答の機会を与えることの重要性について取り上げます。

申立てがなされると、被申立者に回答の機会を設ける必要があります。具体的には、最終的な決定を行う前に、申立てについて回答するための公正かつ合理的な機会が被申立人に与えられなければならないということです。これは、手続上の公正を確保するためのステップとして重要となります。職場調査の過程で新たな嫌疑が生じた場合にも、同様のことが当てはまります。

本稿では、回答の機会の内容や回答の機会を提供しない場合のリスクについて解説した上、裁判例を参照しながら、回答の機会を提供する具体的対応策について検討します。

原文(英文)へのリンクはこちら。

フランチャイズ情報開示登録に関する案(フランチャイズ)

フランチャイズ事業の透明性を高める近年の取り組みの一環として、連邦政府は、フランチャイズに関する情報の開示登録に関する案(Proposed Franchise Disclosure Register)を発表し、関係者からのコメントを求めています。

本案は、すべてのフランチャイザーに、一定の指定された文書および情報を登録ポータルにアップロードすることを求めるものです。情報が登録ポータルにアップロードされることにより、フランチャイズ加盟希望者は、フランチャイザーにより提供された関連情報に事前にアクセスした上で、フランチャイズ契約を締結するか否かを判断することができるようになります。

本稿では、フランチャイザーがアップロードしなければならない情報の内容、本案が 実現される予定日などについて概説します。

原文(英文)へのリンクはこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕 (2019)



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入とたけます。といいまないでは、出版者(信山社)に直接メールにてご注文いただくか、アマゾンジャパンにてご購入いただけます。

ネット・ゼロ・プレッジ(環境法)

大気中に放出された温室効果ガス(GHG)排出量と大気中から除去されたその排出量とが完全に相殺されたときに、「ネット・ゼロ・エミッション」が達成されますが、ネット・ゼロ・プレッジとは、この「ネット・ゼロ・エミッション」を達成することを約束した誓約です。

ネット・ゼロ・プレッジの内容自体は、企業ごとに異なりますが、地球温暖化や気候変動などの問題を背景として、株主や活動家グループ、そしてより広いコミュニティーによってますます精査されるようになってきています。

本稿(ウェビナー)では、企業がネット・ゼロ・プレッジを策定する場合に、その内容が合法的で強固かつ効果的なものであると評価されるために考慮すべき重要事項について紹介します。

原文(英語・ウェビナー録画)へのリンクはこちら。

電子署名制度の恒久化の可能性(QLD 州)

クイーンズランド州では、COVID-19の影響を受けて変化するビジネスニーズに対応するため、文書の電子署名制度等の恒久化を目指し、2021年9月15日、Justice Legislation (COVID-19 Emergency Response-Permanency) Amendment Bill 2021 (Qld) (*Permanency Bill*) が議会に提出されました。

この Permanency Bill が可決されると、Oaths Act 1867、Powers of Attorney Act 1998、Property Law Act 1974 など、様々な法律が改正されることになり、多くの種類の文書に対して電子署名を実施することが恒久的に認められるようになります。

本稿では、Permanency Bill が提出されるまでの背景、Permanency Bill の内容、Permanency Bill が可決した場合に電子署名が認められることとなる文書、電子署名が認められるための要件、電子署名制度の恒久化スケジュールなどについて概説します。

原文(英文)へのリンクはこちら。

プレリリースされた最近のディールのご紹介

三菱地所様による One Sydney Harbour プロジェクトへの参画

三菱地所様が One Sydney Harbour Residences Two プロジェクトに参画するにあたり、弊所がリーガル面でサポートさせていただきました。詳しくは、以下リンク先をご参照ください。

原文(英文)へのリンクはこちら。

新生銀行様による Latitude Financial Group 株式取得

新生銀行様が Latitude Financial Group の株式 9.95% (3 億ドル) を取得するにあたり、弊所がリーガル面でサポートさせていただきました。詳しくは、以下リンク先をご参照ください。

原文(英文)へのリンクはこちら。

最近行われたセミナーのご報告

講演のご報告:「FIRB 承認申請実務(2021 年改正法施行後の動向と注意点) | (2021 年 8 月 31 日)

加納弁護士が、2021 年 8 月 31 日に「FIRB 承認申請実務(2021 年改正 法施行後の動向と注意点)」をテーマに、実際の承認申請案件を紹介しながら 実務上影響が出ている主要な改正点や承認申請の際の注意点等について、ブ リスベン日本商工会議所開催の勉強会にて講演を行いました。

講演の内容は<u>こちら</u>のウェブページから、講演で使用した資料は<u>こちら</u>のリンク先からご覧いただけます。

ウェビナー開催のご報告:「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」(2021 年 6 月 22 日)

加納弁護士が、2021 年 6 月 22 日に、ウェビナー形式にて「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演(メルボルン日本商工会議所との共催)を行いました。解説した主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務(改正後の傾向と注意点)
- ▶ 法改正前後の実務の状況(ケーススタディーを交えて)

講演で使用した資料はこちらの<u>リンク</u>先からダウンロードできます。講演の録画は、 こちらのウェブページでご覧いただけます。

オーストラリア外国投資規制の変更 (改正案第 2 段のポイント) (2020年10月20日、オンライン)

加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 10 月 20 日に、「オーストラリア外国投資規制の変更(改正案第 2 段のポイント)」をテーマに講演(ジェトロ・シドニー事務所と共催)を行い、改正案第 2 段で公表された、国家の安全に関連する投資の除外証明、政府系投資ファンドによる投資の承認要件の緩和、手数料体系の改正等について解説しました。講演で使用した資料はこちらのリンク先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらのウェブページでご覧いただけます。

外国投資規制の変更(2020年8月25日、9月17日、オンライン)

加納弁護士と山浦弁護士が、2020年8月25日に、「外国投資規制の変更」をテーマに講演(西豪州日本人会商工部会と共催)を行い、外資投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。講演で使用した資料はこちらの<u>リンク</u>先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらのウェブページにてご覧いただけます。

また、加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 9 月 17 日に、ジェトロ・シドニー事務所主催の「ジェトロウェビナー:外資投資規制:改正案のポイントについて」において、同様のテーマで講演を行いました。

最近の出版物等

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」のパートをアップデートしました。アップデートされた本冊子はこちらからご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕 (2019)

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等(2019 年時点)を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者(信山社)に直接メールにてご注文いただくか、アマゾンジャパンにてご購入いただけます。

『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』(2020)

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、短い日本語のご案内ムービーです。本動画は、こちらのリンクからご視聴いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之 メール: hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセル 山浦茂樹 メール: <u>syamaura@claytonutz.com</u>



シニアアソシエイト Jessica Lee メール: jeslee@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅 メール: mshimada@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント 大竹佳代子 メール: <u>kotake@claytonutz.com</u>